

議第 45 号

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例について

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 経営第 3278 号農林水産事務次官依命通知）が一部改正され、当交付金が多く交付されることとなり、増えた分を報酬として委員に支給するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前						
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）						
区分		報酬		費用弁償		区分		報酬		費用弁償	
				市内（1日につき）	市外					市内（1日につき）	市外
教育委員会委員の項（略）				片道2	下呂市	教育委員会委員の項（略）				片道2	下呂市
農業委員会委員	会長	月額	18,000円	キロメートル以上の場合は、1キロメートルにつき20円とし、往復で計算する。ただし、1キロメートル未満の端数を生じた時は、これを切り上げる。	職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、国内旅行のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1その他の区分を適用する。	農業委員会委員	会長	月額	18,000円	キロメートル以上の場合は、1キロメートルにつき20円とし、往復で計算する。ただし、1キロメートル未満の端数を生じた時は、これを切り上げる。	職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、国内旅行のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1その他の区分を適用する。
		加算年額	予算の範囲内で市長が定める額					加算年額	166,000円を上限に予算の範囲内で市長が定める額		
農地利用最適化推進委員		月額	15,000円			農地利用最適化推進委員		月額	15,000円		
		加算年額	予算の範囲内で市長が定める額					加算年額	166,000円を上限に予算の範囲内で市長が定める額		
選挙管理委員会委員の部～スポーツ推進委員の部（略）						選挙管理委員会委員の部～スポーツ推進委員の部（略）					
介護認定調査員の項～安心安全専門員の項（略）				市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額		介護認定調査員の項～安心安全専門員の項（略）				市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額	
地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第		市長がその都度予算の範囲内で任命権者				地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第		市長がその都度予算の範囲内で任命権者			

改 正 後			改 正 前		
261号) 第3条第3項第2号及び第3号に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないもの	と協議して定める額		261号) 第3条第3項第2号及び第3号に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないもの	と協議して定める額	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

## 【参考資料】

# 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 経営第 3278 号農林水産事務次官依命通知）が一部改正され、当交付金が多く交付されることとなり、増えた分を報酬として委員に支給するため、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

- （1） 別表の農業委員会委員長、その他の委員及び農地利用最適化推進委員の加算年額を「166,000 円を上限に予算の範囲内で市長が定める額」から「予算の範囲内で市長が定める額」に改めます。

（別表関係）

- （2） この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用します。

（附則関係）